

令和 5 年 5 月 30 日

市政記者クラブ 様

総務局行政DX推進部デジタル改革推進課
担当：水谷（972-2270）

マイナポイント申込手續支援における誤紐付け事案について

マイナポイント申込手續支援における誤紐付け事案がありましたので、下記のとおりご報告します。

1 発生時期及び場所

令和 4 年 7 月 名東区役所

2 発生状況

支援窓口における端末操作において、Aさんの申込作業が中断した後に、ログアウトをし忘れたことによって、次に同じ端末でマイナポイントの申込を行ったBさんが自身の決済サービスを登録してしまう状況が発生し、これによりAさんのマイナンバーカードに別人であるBさんのキャッシュレス決済サービスが紐づいてしまったものです。

3 対応状況

Aさんに対して、別人のキャッシュレス決済サービスが紐付いたことについて謝罪し、Aさんがマイナポイントの申込をできるよう、総務省と調整中です。

4 再発防止策

支援窓口における端末操作において、マイナポイント申込手續支援が終了する都度ログアウトされていることを確認するとともに、手續支援が中断した場合も同様に、ログアウトされていることの確認を徹底します。

5 その他

上記の事案以外に、1件、別人のキャッシュレス決済サービスが紐づいているとの相談事案を把握しており、当該事案についても総務省と対応を調整します。